平成２３年（フ）第２４３号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘５丁目15番地７　山下ハイツ106号
債務者　木之下盛博
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
鹿児島県鹿児島市加治屋町17番５号　フォルシュ加治屋101号
債務者　中村　理恵
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６号
鹿児島県指宿市山川成川3001番地２
債務者　堂園ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２０号
鹿児島県指宿市十町1704番地２　鶴本アパート５
債務者　大重　正夫
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県指宿市大牟礼３丁目19番21号
債務者　神田　利孝
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市開聞十町2850番地２
債務者　佃　　良子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２３号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町１丁目17番11号
債務者　中地　　梓（旧姓武川）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
宮城県栗原市築館字下宮野岡田52番地
債務者　平澤　二郎
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
千葉県松戸市古ケ崎28番地の１　エクセレンス松戸壱番館604号
債務者　田中　千恵（旧姓米原）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２６号
千葉県柏市西町７番８号　増子方、住民票上の住所千葉県柏市豊四季352番地の７　マイキャッスル柏豊四季202号
債務者　北田　紘一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２７号
千葉県松戸市松戸1442番地　レピュート・マツド103号
債務者　石井　文直
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３１号
千葉県柏市東上町４番17号　ハイム田中101号
債務者　日下部　修
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３４号
千葉県松戸市新松戸５丁目１番地新松戸中央パークハウスＣ―507
債務者　青木　正義
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３３６号
千葉県流山市流山１丁目13番地　キャピタルステート502
債務者　八坂　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３５７号
千葉県柏市北柏２丁目15番地６　第２遠藤ハイツＢ―５号
債務者　齊藤　針吉
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３６４号
千葉県柏市南逆井６丁目10番32号
債務者　柏木　一典
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３６７号
千葉県柏市花野井745番地14　花山荘
債務者　相馬　昇利
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目11番26号
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部